

第7回神戸市会活性化に向けた改革検討会

日時 平成23年10月27日（木） 14時1分～16時30分
場所 27階第2委員会室
参加者 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一

議題 (1) 政策立案・提言機能の充実について
①議員政策提案条例の制定
②政務調査活動のあり方
③予算編成権，修正権，議会予算教書
(2) その他

議事録（要旨）

1. 事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
2. 守屋議員より第6回検討会に係る追加発言が以下のとおりあり，その内容について議会基本条例に盛り込むかどうか，今後検討することが確認された。

「傍聴者等による議事の妨害について，議長の議事整理権や議会の代表権で，地方自治法に，傍聴人が公然と可否を表明し，又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは，普通地方公共団体の議会の議長は，これを制止し，その命令に従わないときは，これを退場させ，必要がある場合においては，これを当該警察官に引き渡すことができると規定されているが，神戸市会傍聴規則では少しソフトな表現になっている。地方自治法で認められている範囲内で検討を加えていくべきではないか。」

3. 政策立案・提言機能の充実について，各検討項目の協議を行い，以下のとおり確認した。

①議員政策提案条例の制定について，議員・議会による政策提案条例の策定を目指すことは当然である。しかし，これをサポートする市会事務局の体制は，強力にバックアップできるものとはなっていないことから，事務局職員の専門性の強化，増員，外部スタッフの活用等について，財源の問題も含め，後日，再協議することとなった。

②政務調査活動のあり方について，「政務調査管外活動における下限人数」「政務調査費による海外調査」「政務調査員の増員」については，後日，再協議することとなった。

③予算編成権，修正権，議会予算教書について，「予算編成権」については，各党派が予算要望の形で首長に対して政策提案を行っているが，そのあり方について，後日，再協議することとなった。

「予算修正権」については，減額修正の手續等について議会基本条例への規定の可否も含め，後日，再協議することとなった。「議会予算教書」については，議会全体としての意見集約は極めて難しく，現時点では時期尚早との意見が大勢を占めたことから，将来的な検討課題とした。

なお、その際、次のような発言があった。

①議員政策提案条例の制定について

(安井座長) 政策立案・提言を行い、条例制定を図っていくことについては、各会派の意見はおおむね賛成で一致している。そのための施策体制について、事務局における政策立案や法務などの調査機能の体制強化が必要とする意見が多くあったが、この件について意見をいただきたい。

(崎元議員) 事務局の専門性と体制について、事務局にはやはり法務能力を有する人材の配置が必要ではないか。条例策定に当たり、立案する議員と専門的なスキルを持つ政策法務担当の職員がコラボレートしながら立案をしていく、そういう専門性が事務局に必要なようになってくると思う。三重県の場合は、衆議院・参議院に人材を派遣してスキルを身につけて当局に帰ってくるということをしているので、それも参考にしながら、事務局体制をしっかりと構築していけば、政策条例も制定しやすくなると思う。

(守屋議員) 条例案の策定とその体制については、議員による政策提案は積極的にするべきだと思う。また、必要な場合は、政策を実現するための条例化も図るべきだと思う。事務局の専門性と体制について、市会事務局の体制は必ずしも強固ではないと思う。調査や資料作成等を今までは各局に個別にお願いすることもあったが、こういうものも専門性を持った方を市会事務局に配してつくれるような体制が必要ではないかと思う。三重県議会の取り組みでよかったのは、各議員や会派が事務局内の担当部署を通して当局に資料を請求できる、それも公平に与・野党を問わず収集できるというのは、将来の神戸の手本になるのではないかと思う。また、項目くらいは、だれが請求したかを検索できるような透明性があってもいいのではないかと思う。

(吉田謙治議員) 政策提案条例は、当然やっていくべきである。ただ、予算に絡むものは、市長の予算提案権を侵さないことが大前提なので、予算措置が必要なものは市長サイドに協議をしながら議会が主導して政策提案条例をつくる必要があると思う。それを進める体制は、残念ながら現在の市会事務局は必ずしもなっていない。具体の条例案の作成は、ある意味、特殊な表現の文書であるため、立法実務的なスタッフをそろえることが必要である。現実的なことを考えれば、事務局から外部委託をしてリーガルチェックを受けることも考えていいのではないか。いずれにしても、市会事務局の能力アップを図っていかなければいけない。

(金沢議員) 私たち議員は、市民の声を日常的に聞いているので、そういう立場から市民が安心して暮らせるまちをつくっていくためにも、政策条例をつくることはいいことだと思う。策定の体制は、議員主導型、会派主導型、議員全体でつくるなど、いろいろな形があると思うが、そのいずれかの体制で条例案の立案を行うことが現実的だと思う。条例をつくる上では、市民の参加を保障することも必要である。市会事務局の体制については、法務専門職員の配置が必要だと思う。これまでも独自に条例案の提案や予算の組み替え動議はしてきたが、政務調査員や我々のスタッフ、議員が苦勞しながら行っているのが現状なので、市会事務局に法務担当や調査体制が強化されれば、事務局ともタイアップして条例案などがつくれると思うので、体制の強化は必要だと思う。

(高山議員) 条例案の策定は、積極的に取り組むべきである。ただし、体制に関しては、事前協議を行うなどの今のやり方からもう1段階進むことも考えてはどうか。検討会を設けるやり方もいいと思う。事務局の専門性と体制については、法務や立法という実務的なサポート体制が弱いので強化する必要がある。現状の調査課は、ルーチンワーク——政令市の調査とかが主体となっているので、私たちが調査してもらいたいことをお願いする状況にない。それと、例えば69名の議員それぞれ

れが市長部局に対して、同じことを何度も聞いていると思う。その点に関して議会が関心があるということが当局に伝わっているのかもしれないが、一方で、その対応に非常に手間がかかっているのも現状だと思う。同じことを繰り返し聞かなくてもいいような仕組みが確立されれば、私たちの調査活動も効率的になるし、当局にとっても同じ説明を繰り返すこともなくなるので、そういう点で何か改善ができればと考える。

（大野議員）市会事務局として独立した形での組織ができないかを模索したいと思う。

（あわはら議員）条例案の策定とその体制は、議員が条例をつくることに基本を置いて、それを事務局等々にサポートしてもらうという考え方に立てば、超党派で条例検討会的なものを設置して、市民からの意見聴取や専門家の意見を前提に議員が議論をしながら練り上げ、それが法制度的にどうなのかを市会事務局等々で検証する体制ができればいいのではないか。そのために、事務局には専門的な能力を持った人を育成する必要があると思う。それと事務局には、議員の調査権をサポートする体制を考えていくべきではないか。今は何かあれば当局に電話を入れて、資料を持って来てくれと言っているが、本来であれば市会事務局が資料を当局からもらってくるなり、作成するなど、もう少し事務局のあり方を考えてもいいのではないか。

（林議員）自治体議会改革フォーラムの「議会改革白書 2011 年版」によると、去年、都道府県・市区町村 1,797 団体のうち、何らかの形で議員提案条例を提出したところが 138、全体の 8.2%と、まだまだ多くはないが、議会みずから提案条例を出すチャレンジが続いている。これは議会改革の大きなポイントだと思う。条例策定に当たって、現行の常任委員会や特別委員会以外に、政策討論会や検討会、議員提案条例研究会などを設置した議会が 69、これも全体の 4.1%と余り多くはないが、何らかの形でこういうものを担保しながら、そこでまた市民の意見を聞くことも必要ではないかと思う。もちろん市会事務局の体制強化は必要で、調査能力の向上や場合によっては人員増も必要だと思う。先日、名古屋議会が広報の予算要求をしたが、首長が予算案からそれを拒否したということがあった。首長によっては、議会予算の中で賄うべきだということになるので、新たな議会改革に伴う仕事については、きちんと予算措置を講じていくと、どこかに明確にしておく必要があると感じる。

（北山議員）議会として政策立案・提案を行っていくことは当然のことである。また、議員政策提案条例を制定する必要もあると思っており、その過程において、何もかも大会派だけで決めてしまうのではなく、そういう大事なことを決めるときは、全会派が一致して決めるという方向は確認してほしいと思う。事務局の専門性については、市会事務局を強化してほしいということは全会派が言っている。今の市会事務局の体制は、市長部局との交流人事で、2年なり4年なりでかわってしまうので専門性が育たないと思う。専門職という気持ちで頑張ってもらえるような職員配置や今よりも長い期間での交流人事を考えていただきたい。また、今の体制で本当に市会事務局はやっていけるのかというと無理があると思うので、増員をしていただきたい。

（安井座長）条例案の制定とその体制については、会派あるいは議会が一体となって条例を策定していくという方向は一致している。当局が出してくる条例案は、主に局が中心になっているものであり、議会がつくる条例案は、局をまたがってつくっていくという特異性もあると思う。例えば、横浜の中小企業振興条例もそうである。その条例をつくるためにサポートする市会事務局の体制が大変だろうと思う。人員の配置や人数などは財源が伴うものであり、今後検討していきたいと思う。ちなみに、現在の神戸市会事務局の定数は 34 名で、政令市で一番多いのが名古屋の 50、その次が横浜の 49、さいたま・大阪の 41、福岡・広島島の 40、札幌の 36、川崎の 34 と続く。もちろん議員数

は違うが、法務等の専門性を有している職員が不足しているのではないかと思う。この辺についても正副座長で一度検討したい。なお、自民党神戸さんの市会事務局職員が神戸市の採用人事の上に乗っかっていいのかという意見についてコメントがあればいただきたい。

(なし)

(安井座長) それでは、この件については、また検討していきたいと思うがよいか。

(「はい」の声あり)

②政務調査活動のあり方について

(安井座長) 政務調査活動のあり方もほぼ一致しているが、大会派順にコメントをいただきたい。

(崎元議員) 議員・議会の政務調査は、政策の形成、条例の制定をしていく上で不可欠である。今は調査目的を明確にしているが、終了後にはもっと詳しくホームページなどで情報公開してはどうか。海外調査は、議員として見識・見聞を広めるためには必要である。いろいろと問題が出ているようだが、海外調査を行うに当たり基本的なルールをつくって実施する方向で検討してはどうか。

(守屋議員) 政務調査活動について、議員は議員、職員は職員で視察をしており、議員及び職員が合同で視察できるという規定を追加してはどうか。また東京の本省等に視察や要望等に行くに当たり複数で行くという規定があるが、1人でも調査できるとしてはどうか。なお、その担保は報告などでとればいいのかと思う。今、政務調査費の支出項目に、海外は認められていないと思うが、政務調査費の範囲であれば海外視察にも行けるようにするべきであると思う。必要がある都市・国を調査・視察するのは当然である。今は海外調査だけ別枠で考えているが、これは議員の足を縛るということで問題があると思う。

(吉田謙治議員) 政務調査活動は、議員個々の調査・研究の活動がベースだと思うので、議員個々の調査活動を支援する体制をとるべきではないか。現実には会派としての活動であるため、当然ながら活動の活性化はしなければいけない。先ほども出ていた国の内外というのは、例えば姉妹都市提携の状況を見ても、これまでは親善交流というか、具体的に議会が企業誘致活動等をする事は余りなかったが、昨今、具体的な交流目標を市長がつくってやっていく中で、議会もそういう具体の交流を担うとか、例えば医療産業やスーパーコンピューターというのは、世界的な事業でもあるので、そういう意味では余り国内とか国外にはこだわらず、必要なものについてはどんどん活動を行っていくべきである。

(松本のり子議員) 政務調査活動は、市民の声を市政に反映させるという点で、議員団は政策集団でもあるので、市政に関する懸案事項などについての論議を深めて、実情を調査して政策立案活動を行っていく必要がある。そのためにも、必要な政策スタッフを採用して、資料の収集や調査などの政策活動を活発化すべきである。海外調査は、1回100万円以内となっているが、市民的に見てどうなのか。神戸市会でも平成7年、震災後すぐに諸般の状況の中で中止されて、また解禁された。その後、平成14年に財政状況が厳しい中で、また中止になったが、平成19年には解禁されている。全く否定するわけではないが、こういう状況の中で公費ではなく海外視察は私費で行うべきであると考えます。

(高山議員) 政務調査活動については、成果物が市政に反映される、納税者のチェックに耐え得る程度のものがあればいいのではないかと思う。基本的に2人でないとだめとか、合理性のない縛りは解いていけばいいのではないか。またせっかく調査して成果物を出しても、紙ベースであれば、そこで眠っているだけである。議会資料もそうだが、電子化して市民にもキーワード検索ができる体制をつくらないと幾ら政務調査にお金をかけても生かされない。私たちだけが調べるのではなく

て、市当局もそれが見られる環境づくりをしないと駄目だ。海外調査に関しては、別枠で特別扱いするのではなく、政務調査費の中で適正に執行していけば行ってもいいのではないかと。

(大野議員) 政務調査活動は、過去数年にわたって改善をしているので、今のあり方で問題はない。ボリュームの議論になると、もう少しボリュームアップをしていかなければいけないと思う。海外調査については、市民感覚で見ると、やはり海外と国内とは少し違うのだろうと思う。海外視察についても、神戸市会で新しくルールをつくったところである。今のルールに、目的を明確にして、できれば超党派で行くというのがあったと思うが、それでいいのではないかと。

(あわはら議員) 政務調査費の扱いについては、いろんな経過があって整理されてきているのではないかと。政務調査をするのは当たり前で、新たに何かをつけ加える必要はない。海外調査については、政務調査費の枠で行うとした方がいいのではないかと。例えば会派を超えて行く場合でも、支出の基本は政務調査費の枠です。その際に事前の調査計画書は見えるものにして、帰国後の報告書提出義務、これは今もあると思うが、それをしっかりして、海外調査に耐え得るものであれば、新たな市民負担にもならないので、そういう整理の仕方をきちんとすればいいのではないかと。

(林議員) 2名の少数会派としては、ぜひとも単独調査を認めていただきたい。東日本大震災のときに、緊急性・機動性という点で複数で動くことが難しい面もあったと思う。そういうことを教訓にして、単独調査ができるようにする必要があると考える。また少数会派は、議員に限られているので、会派としての調査活動はなかなかうまくいかないのだが、専門的知見の活用、公募市民、外部有識者による調査も盛り込んでいただき、その人たちとともに調査できる形があればいいと思う。政務調査は、何を調査するのが第一義であり、どこで調査するのかに制限を加えるのは、調査目的にかなっていないと思う。海外とか国内にこだわる必要はなく、その辺は柔軟にトータルで考えていくべきだと思う。

(北山議員) 政務調査活動については、現状の基準で不便を感じていない。ただ、1人で調査活動に行くことにどうこうというのは、時代おくれの政策だと思う。1人であろうと10人であろうと、必要な人数が行けばいいのではないかと。それから、学識経験者等の意見を聞く会とか勉強会をして行くことについても使えるようにしていくべきだと思う。海外調査については、調査に行った人はそれなりの成果を持って帰ってきているし、報告書も出ている。また、その報告書をみんなが見ることがあるので現状で十分ではないかと。必要な場合には、もっと海外調査ができるような仕組みに変えていくべきであるし、場合によっては、それぞれの担当委員会が委員会として調査に行けるようにすればいいのではないかと。

(安井座長) 政務調査活動については、1人でも行けるという形で一致できないか。

(守屋議員) もちろんしっかりと担保をとると。行き先も常識的なものがある。そういうところはしっかりとチェックしながら、誤解を生まないようにして、1人でもオーケーにすればどうか。議会全体が責任を負うわけなので、その辺はしっかりと担保しながらであればいいのではないかと。

(吉田謙治議員) 本来、調査活動は、議員個々の活動が基本だと思うので、どういう過去の理由・経緯で複数で行かなければいけないと決めたのか、正直わからない。1人でも、調査に行くのは何ら問題がないと思う。公職の立場で、政務調査活動の一環で行くわけなので、1人で行くのは当然のことだと思う。

(松本のり子議員) この件については会派で議論していない。どうしてもセットで行かなければいけないということもないと思うが、会派で1度議論して、次に意見を言うのはだめか。個人の意見

を今言うわけにはいかない。

(あわはら議員) 議員に与えられた調査権を行使しやすくするという意味では、1人で行けるとしてくれた方が行きやすいと思う。ただ、過去いろんなことがあって、こうなったと思うので、どんな調査をしてどうだったのかを、行く前と終わりに確認することさえきちんと担保できる仕組みをつくれば問題はないと思う。

(前島議員) 皆さんは、それなりの手続を踏んで目的もはっきりすれば、調査権がそれぞれの議員にあるのだから1人で行ってもいいのではないかということである。1人のところは当然1人だが、2人以上の会派は、2人以上で行くルールになっている。例えば自民党さんもそうだが、会派14名いると1人ずつ行けば14組の方向がある。それもなかなか大変で相手先の受け入れの対応も考えておく必要がある。幹事長会議等で政務調査費の試行をいろいろしていく中で、2人以上と決まった経緯がある。やはり1人で行くよりも、ある程度チームで行く方が、いろんな質問・意見も出ると思うし、いろんな調査の仕方ができるメリットもあるのではないか。また、うちの会派も、全員の意見を集約したわけでもないのに、きょうは積み残していただいて、次にということをお願いできないか。

(大澤議員) 1人で行かないといけないということを議論しているわけではない。テーマによっては複数でいいし、同じところに同じテーマで日程が合わないからとばらばらに行くのはやめた方がいいとは思ふ。1人で行ってはいけないということを行ってもいいとするだけの話。会派でテーマを決めて、そのテーマに興味のある人がグループを組んで日程を合わせて行くのが本来あるべき姿だと思うので、それでいいのではないか。

(安井座長) 願わくば複数で行くことが望ましいとは思ふが、1人でも政務活動を可能にするという論議である。ただし、会派に持ち帰って議論したいという話もあったので、この件に関しては積み残しとさせていただきたい。

海外調査については、共産党さんも否定しないが現時点では私費で行くべきという意見である。ただし、ほとんどの会派は、政務調査費の範囲内で行くことは可能であり、むしろするべきだという積極的な意見もある。この点について、共産党さんはどうか。

(松本のり子議員) 一致できない。否定はもちろんしないが、神戸市政にとってどうプラスになるのかといえば、これまでいろいろ海外視察をしているが余り見えてこないというふうを感じる。これは税金であるので、いろんな面でその使い方を考えたときに、全国的にも県会・市会における海外視察の返還請求とか裁判になっていることを考えると、政務調査費であっても、今はまだ行うべきではないと思う。

(吉田謙治議員) 海外視察と称して、物見遊山ではないかと見られることに問題があって、ここで議論している政務調査活動の一環というのは、単に何かものを見に行くということではない。例えば神戸市が市内企業の海外進出の支援をしようという施策を打ち出している。一体全体、企業の海外進出支援といっても、現地でどういう支援をすべきなのかと。例えばアジアには2,000以上の工業団地があるが、そういう工業団地に進出をする場合に、我々としてどういう支援をすればいいのかということは、やはり現地へ行って、相手方の受け入れ先の状況なども伺ってこないといけないし、あるいは、議会の立場で安全に進出をしていただくためにお互いの協定を結ぶとか、物を見に行くということではなくて、議会ができる範囲での活動を積極的にしないといけないと思う。行政だけに任せてしまうところがあって、やはりいいとは思わない。海外進出支援もそうだし、韓国の仁川も港湾とのつながりということを目指して姉妹都市提携をしており、実際にどういう形で物流

を図っていけばいいのかと。みなと総局は既に何回か現地に行ってセミナーをしているが、我々議会もどういったバックアップをすればいいのかということは、やはり現地へ行って具体的にヒアリングをすとか、あるいは向こうの議会と協力関係を構築をして、企業誘致や企業支援などの活動を我々自身がしていくと。先ほどの政策提案条例もそういう活動をしないと、本当に役に立つ政策提案の条例はつくれないと思う。政務調査活動として必要があればということで、当然ながら市民から疑問を抱かれるような活動があってはならないが、それは大前提として、海外についても政務調査活動をするには何ら問題はないのではないか。

(守屋議員) 海外の例ではないが、行政から受ける報告の内容が違うということがよくある。神戸空港が開港する前に、就航する各都市を回ったが——札幌などはツーリストを全部回ったが、神戸市は来てないと。そんなことないだろうと思ったが、本当に行っていない。一事が万事とは言わないが、国内でもこうである。では、海外と交流をしている中で、市長・副市長が行って、その場で神戸市にこうしてもらいたいということを本当に言えるのかと。そこはしっかりと私たちがフォローしたりバックアップしたり、また新しい提案をしていくと。政務調査費も、そういう枠を取り払って、特に近距離であれば十分に行けるわけで、韓国と日本は非常に近いように見えるが、ビジネスマンが来て活動するには制約があると言われる。そういうことも、神戸にいたらわからない。そういうところを私たちがしっかりと実感してサポートをすることが、回り回って市民の福祉・産業の振興に役立つと確信している。この機会に枠を外して、自民党が行くときには共産党さんも一緒にダブルチェックしながらやっていきたいと思う。

(あわはら議員) 政務調査費の使い方について、今は国内視察に限定という形になっているが、調査することに国内と海外でわざわざ線を引く必要はないと思う。今のように海外調査を別枠で予算をかけて、本会議でそれを確認しないといけないということは避けるべきである。政務調査費は、議員と会派に調査のために与えられている枠であるから、その枠内でみずから国内・国外のどちらを判断してもいいのではないかと。調査の中身によっては、当然海外を見た方がより効果があるという部分もある。例えば北海道へ調査に行くのと韓国に調査に行くのとでは、金額だけで言えば北海道の方が高いのではないかと。その枠さえ取り払えば、別に問題はないと思う。

(かわなみ議員) 日本だけで調査するのもありかもしれないが、海外の事例も、私たち市会議員が市民にフィードバックするためにはあるべき手段だと思う。それを政務調査費で使うのは、何ら問題ないと思うので、ぜひ実現していただきたい。

(梅田議員) 港湾の関係で釜山へ行ったが、現地の日本企業と事前に連絡をとれば安くあがる。今、JICAの絡みで神鋼ソリューションがベトナムへ水の問題で行こうとしている。そういうのも、我々議員団が行って、1度調べてみることも必要だと思う。将来こういう勉強をしないといけないことは——特に水の問題では、本当に中国は水が必要となってくると、汚い川の水をきれいにする技術を日本は持っているので、そういうことを勉強するためにも向こうの要求というか、現地調査も必要ではないかと思っている。お金については特別枠を組むのではなく、政務調査費の枠内で行けるところは行けばいいのではないかと思う。

(松本のり子議員) なぜ海外と言うのかわからない。今、韓国とか港のことを言われたが、行かなくても、神戸港が世界ランキング50位以下に落ち、1位から5位までが全部中国になり、シンガポールも負けてしまったという状況はネットで調べたり、本を読めばわかることである。そこから国際競争力に神戸港が勝つためには、どういうあり方がいいのかというのは、わざわざ行かなくてもできると思う。国内と国外と一緒にではないかと言われるが、国内の場合は、介護保険にしても市独

自・県独自でどういうことをしているのかを見て調べることは市政にとって、プラスされていくと思う。しかし、海外のいろんなものを見て、それを市政にどう生かせるのかというのは疑問がある。安いという話も出たが、備車代やガイド費用・通訳などを考えると決して安くはないと思うので、あくまでも私費で行くべきである。

(林議員) そういう言い方をしたら、どこも視察に行く必要はないのではないか。現実そこに足を運んで、現地声を聞くことは非常に重要なことである。今の議論は乱暴過ぎると思う。

(吉田謙治議員) やはり今の話は撤回された方がいいのではないか。それを言うと、実際に現地へ行って何かを見る、だれかの話を聞くことが無意味だということになってしまう。海外調査については、何もどんどん海外調査をしようと言っているのではない。当然ながら、現地へ行って調べるだけではなくて、カウンターパートと協議をして、一緒に何かをすることを決めることも、今後やっていくべきではないか。先ほど政策提案条例を申し上げたのは、我々が条例をつくるということは、我々自身が具体的な推進すべき内容に責任を持たなければいけないわけである。そうすると、例えば仁川であったり大邱であったり、ベトナムのどこかと、より積極的に推進していくためには、我々も行っていろいろと説明もし、説得もし、あるいは協力の働きかけをするような場合が当然出てくる。そのときに私費で行くということはもう仕事ではなくて、議会の活動という意味では、当然ながら公費を使わせていただくと。したがって、そういう場合もあるので、国内に限定するのではなくて、我々の活動について政務調査費でそれを支弁するという点については問題がないと明らかにしておくべきではないかということであり、政務調査費の大半を海外の出張に使えと言っているのではない。

(金沢議員) 先ほど松本議員が言ったのは、高いお金を使って海外に行くのであれば、インターネットを駆使すればいろいろと調査ができると言ったのであって、そこのところはご理解いただきたいと思う。それと、先ほどの1人でも政務調査が可能という話と、政務調査費の範囲内で海外もオーケーだという話が、ここですぐに決まる方が私は乱暴だと思う。やはりもっと慎重に論議を進めていかなければいけない。たとえ政務調査費であっても税金を使って海外に行くということが、今の神戸市民の大変な暮らしの中で、皆さんが納得できるとは思わない。極論を言えば、1人でも海外調査が可能となる。やはり、この話は慎重に議論しないと、市民に説明ができないと思う。

(前島議員) 慎重に議論をということだが、少なくとも前もってテーマを示して、それぞれの会派で慎重に議論をし、一定の方向づけを示していただいて、きょう議論している。確かに先ほど1人での調査の件については、会派でもう1回議論をさせてほしいと言ったが、それは会派で議論していなかったので申し上げただけであって、海外調査については、きちんとテーマも決めて、それぞれの会派の中で議論をしていただいているはずであるから、もっと慎重にという話は、少し失礼ではないかと思う。今言われた1人で海外にという話は、海外の話が決まればルールを決めればよく、例えば海外は2人以上とか3人以上とか、またテーマもあるし、今までのルールもやはり踏襲しながら、これからの議論の中で検討すればいいわけで、頭から慎重に対応すべきだというような言い方はどうかと思う。

(安井座長) この件について、ここで採決をすとか、ここで決定するということはしない。しかし、政務調査費の中での海外視察も可能ということについては、大勢の意見がまとまっている。ここで決定はしないが、正副座長の方でそのことを念頭に置きながら、その方向の試案を12月22日ぐらいには一度出して、皆さんで再度論議をしたいと思うがよいか。

(「はい」の声あり)

(安井座長) 政務調査のことで、参考にお話をしておきたいが、政務調査費が、近隣の県ではそれを会派で個人の政務調査費に充ててもいい、つまり個人として幾らという割り振りしてもいいというところもある。しかし、この件については各会派とも議論がなかったので、政務調査費については、現状の会派割り当てで取り扱っていきたいと思う。

政務調査員のあり方について意見をいただきたい。

(崎元議員) 政務調査員の配置人数は、現在、5人以上で1人、15人以上で2人となっているが、会派の独自性も勘案しなければいけないのではないかと。民主党は、今まで15人以上だったので、2人いたが、それが今の決まりで1人になった。政務調査活動に対して非常に支障になるところもある。そういったところをどのような形でうまく運営すればいいのかという議論がこの配置人数の改善で必要になってくるのではないかと。そのためには兵庫県会や他の政令都市などをもう1度調査して、神戸市会にふさわしい定員配置を考えていけばいいのではないかと。思う。

(守屋議員) 政務調査員の配置基準の根拠も恐らくそれほど大きなものがあってつくられたものではないと思う。自民党としては、現在の区切りを5名ごととし、10名で2名、15名で3名というぐらいに増員する方向ですべきだと思う。今までは何でも削ればいいという雰囲気があったが、やはり民主主義には最低のコストがかかるわけで、政務調査活動を支える大きな力である政務調査員の人数を拡充していくことが大事だと思う。それと、政務調査員のやる気を出してもらうことも含めると、今は賞与という概念もなく、福利厚生もほとんど何もないという中で、この現状をほっといていいのかと、待遇改善とまでは言わないが、最低、賞与分はプラスしないと、働いている方々も大変である。同じような仕事をしている行政側と差があり過ぎると思うので、ぜひその辺を改善していただきたい。

(吉田謙治議員) 本当は会派で1人とか2人ではなくて、議員個々に調査・研究活動をサポートする政務調査員が本来あるべきだろうと思う。従来どおりの議会活動であればいいのだが、政策提案条例であったり、議会も通年化するのであれば、また日常的に市民の相談もある中で、膨大な行政のチェック・改善をしていくのは非常に難しいところがあるので、個々の議員につけてほしいと思う。ただ、現実には議会も予算の制約があるので、会派単位で当面はいいと思うが、現在の1人・2人というのでは、今後の議会活動を支えていくためには不十分である。また、過去に政務調査費のあり方を検討した際に、人件費がその大半を占めてしまうことがないようにと申し合わせをしているが、それについては従来どおりにしておくべきではないかと思う。

(松本のり子議員) 政務調査員は、資料の収集や調査をするに当たって大切なので、配置基準の緩和はするべきであると思う。また、アルバイトの雇用期間は2カ月以内となっているが、いろんな調査をした場合に、2カ月だけ雇って、1つの調査が終わるとするのは難しいこともあるので、これも見直しを図るべきではないか。あわせて、事務員の雇用の数についても、2人までと制限されているが、これも緩和を図っていくべきではないかと思う。

(高山議員) 数の上限は、各会派にゆだねてはどうかと思う。ただし、政務調査員が雇用される場合の上乗せ、5人以上で34万円、15人以上で68万円をさらに増額しろという意図ではない。厳しい財政状況なので、このルールは置いておき、後は各会派の中で人員が足りないのであれば、雇えるような環境を整えるべきではないかと考えている。

(大野議員) 議会改革をして、議会のウェイトが高まり、最終的には条例をどんどん出していこうとなると政策立案能力も上げていかなければいけない、公聴会をしないといけない、あるいは広聴・広報の活動についてもっと積極的にしなければいけないとなると、議員に対して1人ずつぐらいは

政務調査員がいてもいいのではないかとそんなイメージを実は持っている。そこまで一挙にはいけないので、2人に1人ぐらいは政務調査員がいてもいいのではないか。予算的な問題もあるが、それぐらいのボリュームの議会をこれからつくっていくべきだと思う。市会事務局の調査課の仕事は限りなく政務調査員に近いところにあり、調査課のメンバーが、例えば半分ぐらいは会派の方にといい、そんなことで書いている。

(あわはら議員) 人数でいうと、例えば15人以上が、10人以上がというところと比べれば、うちは2人なので、それで1人を配置しろというのは余りにも横暴な言い方かもしれないが、やはり会派をつくると、最低でも政務調査費の報告事務もあり、2人会派であっても、大会派と同じようにいろんな調査をしないといけないので、どうしても政務調査員的な仕事をする人が要る。うちも今置いているが、そうすると先ほど公明党さんが言われたように、政務調査費のかなりの部分が人件費になってしまうという実態がある。会派を構成すると、最低いろんなものが必要になってくることを考えると、政務調査員が配置できるようなことは考えられないかということである。

(林議員) 会派別の政務調査員の充実という点では全く異議はない。今後大きな課題として、それを充実させていくことが必要だと思うが、今回の議会改革は、行政とどう対峙していくのかということが、大きなバランスの1つだと思うので、そういう点でいうと、事務局の調査能力を上げていくと、議会全体として上げていくのだということが優先されるべきなのかなと。そういう点では、大野議員からも指摘があったように、半分ずつぐらい振り分けながらということも考えられるだろうし、財源の問題も含めて、慎重に検討すべきだと思う。

(北山議員) 現在の政務調査員の配置基準そのものが低過ぎると思う。議会機能の向上を図ろうというときに、そういう基準でやっていこうという発想がおかしいと思う。予算の関係があるからというが、神戸市全体の予算の中で、議会費が占める割合は何%あるのか、一度全都市比べてみたらわかると思うが、私は低いと思っている。だから4名以下の会派には1名、5名から9名の会派には2名、10名から14名の会派には3名、15名以上には4名つけると、これぐらいの決断はしていただきたいと思う。

(安井座長) 政務調査員をふやすことは、皆さん意見が一致している。ただし、これは財源が伴うわけで、現在の議会費の中で工夫をして人数の確保を図ろうということなのか、それとも、議会費の増額という意味で言われているのか。

(崎元議員) 次の予算編成権に関係してくるが、議会費の中身を私たちが予算編成していけるというルールを新たにつくっていけば、十分可能になってくるのではないかと思う。

(守屋議員) 政務調査員だけではなくて、事務局の体制強化、法務関係もという提案も複数の会派からあり、今の議会費をいじって出るものではないと思う。それは莫大なお金を要求するものではなくて、本当なら配置すべき人員が残念ながら配置されてなかったと、議会軽視とまでは言わないが、議会の力を弱めていたという側面も少しあるのではと思う。当然、今まで予算化するべきものがされてなかったということで、はみ出ることを恐れるべきではないと思う。

(吉田謙治議員) 現在の議会費の枠の中で工夫をして、政務調査員に充てるというやり方もあると思うが、議会活動を活性化して、いろんなことをやっていこうとすると、恐らく議会にかかわる費用もふえていくのではないか。野方図にやるというわけではないが、議会の開催日数をふやせば、従前以上に経費が上がるのが想定されるわけで、政務調査費を今の額で抑えても、それで今の議会費で賄えるということではないわけである。だから、ありようによっては、市長に対して、予算要求をしていくことも必要になるかもしれないと思っている。財政難の折、原則はこれ以上大きく

議会費をふやさないということを考えながらも、必要であれば当然要求していかなければいけないので、予算との見合いの中で、政務調査員の人数を何人ぐらいにするのかということを決めた上で考えなければいけない。現時点で判断するのは難しいと思うが、柔軟にいろいろ議論をすればいいのではないかと。

（松本のり子議員）政務調査費や私たちの報酬、この調査員のあり方も全部、議会費の中で行っていくべきであると思う。

（高山議員）さらに上積みをするのは理想だろうが、現実的にそのような状況ではないと判断しているの、上積みということは、現時点では考えていない。

（大野議員）議会活動の活性化の議論をしているわけで、お金のことは今まで余り議論は出なかったのだが、イメージとしては、当然ふえるだろうとは思っている。どれぐらいふえるのか、どの部分をふやすべきなのかは、これから議論が煮詰まっていく中でいいとは思いますが、プラスゼロということはあり得ないと思う。

（あわはら議員）今の議会費がどういう内容になっているのかを吟味しないと、ふやすことを前提に議論するとか、減らすことを前提に議論するというわけにはいかないのではないかと。それと、議会費・予算については、市長に握られており、むしろその方をどうするのかという議論の中で考えないといけないのではないかと。

（林議員）先ほども名古屋の例を申し上げたが、必要な予算を講じるということはどこかで担保しておかないと、首長がかかわると議会活動を制限される可能性も十分にあるので、その財源論は別途やるべきだろうと思う。今の議会内の世論も少し違うし、議員報酬を削減してでも調査費をふやすべきだという考えがあるかもしれないので、そういうことも含めて、今後、報酬とか費用弁償とか、トータルの中で考えていくべきだろうと。しかし、調査能力を高めるためにはコストがかかるということは、コンセンサスにしていけないとだめだと思う。

（北山議員）神戸市の全体の予算の中で議会費が幾らあるかということ、政令都市だけでも調べたらいいと思うが、私の調べた範囲では、本当に議会費そのものは低いと思っている。行政と我々とは車の両輪だと言いつつも、片一方の輪は小さ過ぎると思う。政務調査員の今の配置の仕方は、大変無理がある。16～17名もいるところに2人ということは、とんでもないことだと思う。議員定数がどうか、議員報酬がどうかとは別にこれは考えるべきだと思う。

（安井座長）これは、きょう結論とか、大まかな方向性も出ないほど複雑である。確かに言われたように、予算編成権・修正権にもかかわってくる。議会費のあり方、議会費の中における議員報酬の削減、あるいは定数の問題等々にもかかわってくる非常に奥の深い問題であり、この政務調査員のあり方については、後日の議論に残しておきたいと思う。

③予算編成権、修正権、議会予算教書について

（安井座長）予算編成権について、予算編成権は市長にのみ認められているが、法改正をして予算編成権を議会にもという意見はなく、むしろ現行法の範囲内で市長と調整を図るべきであるということ、おおむね一致しているが、この件について意見を聞きたい。

（崎元議員）今は二代表制が採用されており、地方自治法には、首長に予算編成権、議会に承認権が与えられており、法改正がない限り、これは非常に難しい課題だと思っている。今後、検討していくべき大きな課題になっていくのではないかと。

（守屋議員）予算編成権は首長に属すが、議会としては予算要望という形で、その予算に会派なり、議員の意向を反映させていくことは、重要であり必要なことだと思う。合意できるところは会派の

垣根を低くして、議会として市長に予算要望ができる場を設置すると。また、予算要望の項目が予算にどのように反映されたのかをしっかりと検証していくシステムをつくる必要があるのではないかと思う。

（吉田謙治議員）首長と対立がなければ、当然ながら議会が要求することは反映されるだろうと。問題は名古屋市のように首長と議会が対立した場合において、なぜ知事の裁定だとか裁判所の判断を仰がなければいけないのかということになってくるので、ここのところは議会基本条例をつくるとすれば、それは市民の判断を仰ぐという手続をとるべきだと明文化したらどうか。

（松本のり子議員）首長が提案した予算案に対して、会派や議員がみずからの調査に基づいて、この予算案をチェックするというのが現時点のあるべき姿と考えている。1月ごろに予算概算要求が発表され、ホームページでも公開されているが、それをもっと詳しく、各局の第1要望も含めて公開していくことが必要ではないかと思う。

（高山議員）予算編成権に関しては、地方自治法では、議会が予算案の提案はできないと理解している。むしろ二元代表制でありながら、議会の意思が一本化できないのであれば、議会内閣制、つまり議員が行政組織に指揮命令して、そのチェックは内閣に入らなかった議員が行うという方向も検討するべきではないか。この場合、議員と首長との関係、どちらの顔を見て仕事をするのかということが問題になってくると思う。

（大野議員）最後の目標としては、予算の編成ができるような形になれば議会としては一番すばらしいだろうと思っており、それを目指していろんなことをしていくべきだというのが根本である。そういう意味で、次に出てくる予算教書であるとか、そんなところをしっかりとってはどうかと考える。

（あわはら議員）予算編成過程については、市民も我々も含めてどのように見える化をするのかというのが重要なのではないか。1つ問題なのは、議会費だが、職務執行命令権者は議長になるが、実際に予算執行者というのは市長になるということである。議会費をどう決めていくかと、我々が我々の議会についての予算執行がないところが、やはりこのあり方でいいのかと。ただ、ここだけを変えるということは、なかなか難しいわけで、何かもう少し工夫して、議会の中の予算を編成し執行していくという過程みたいなものを、何ができるのかよくわからないが、このままでいいのかという思いを持っている。

（林議員）議員提案条例、あるいは政策提案をしていくところでの修正権といったものを議会基本条例の中で担保していくことが重要だと考える。

（北山議員）決算市会が終わった後に、各会派からいろんな要望を出す、そういう要望がどのような形で次の予算に反映されていくのかということも、明らかにしていただきたいと思う。ただ、選択と集中という言葉で、こういう選択をしたという結果だけが知らされており、今の説明の仕方は十分ではないと思っている。神戸市にとって絶対大事なことだと、必要なことだと思うことを提案しているつもりであるので、それが取り入れられない場合には、こういう理由で取り上げられなかったというぐらいの説明はある方がいいと思う。予算編成については現状で異存はない。

（安井座長）予算編成権は自治法に定めるように首長にあるということでは全体の認識が一致していると思うが、各会派の要望が、その予算編成に対して、どう反映したのかということについてはブラックボックスである。例えば事業仕分けのように、各会派が首長に対して予算編成するときに、こういうことを頭に入れてください、あるいは反映させてくださいということを、市民の前で、首長に行うということも1つの方法で、そういうようなことも視野に入れながら、提案していきたい

と考えている。したがって、これについてはこの程度にしたいと思う。

予算修正権についてご意見を伺いたい。

(崎元議員) 将来は通年制や2期制になるかもしれない。そういった議会の中での環境づくり、日程をきちんと整えるなども将来担保していくべきである。今の議会の日程というのは、提出された予算案を承認するか否かというふうになっているので、先ほど言ったような形で議会が運営される環境の中で、日程が整えれば、十分予算案を修正していくというようなことがあってもいいのではないかと考えている。

(守屋議員) 修正権についても同様に、要望という形で反映させていくことを前提として、地方自治法上の範囲内で行使すればいいのではないか。法改正により修正権を拡大する必要は、今はないと考えている。

(吉田謙治議員) 増額であれ、減額であれ、必要があると議会が思えば、提案をすればいいことだと思う。ただ、今の二代表制の中では、首長の方が相対的に強い立場にあり、やはりそこどころが対立すれば、先ほど申し上げたように、市民の判断を仰ぐのが本来であろうと。議会基本条例をつくるのであればそこで明らかにしておくべきではないかということである。

(松本のり子議員) 予算を予算市会でチェックした後、必要であれば予算の組み替え動議を出したらいいいのではないか。私たちは11年前から毎年、予算市会の最終日に予算の組み替え動議を出している。そういった修正を提起していくことが必要ではないかと思う。

(高山議員) 現状は各会派が要望をしているが、その1つ1つは、かなりベクトルが異なっていて、これを市長部局がすべて予算に反映させようとする、かなり無理があると思う。現状は、決算特別委員会・予算特別委員会の委員長が要望を取りまとめて文案をつくっているが、その成果がつかみにくいという意見があった。今の状況で取り組んではどうかと思っているのは、三重県議会もそうだったが、議会としての意見を一本化させる——いろいろな意見はあるが、その中でまとめることができる修正方針なりを議長が市長に届ける。この間、決算市会が終わり、12月市会があり、そして3月の予算市会を迎えるわけだが、こういう過程を経ながら議会としての意見を固めていく。いろいろ意見はあるが、1つでもそういうものを取りまとめて市長に届けるということができれば、それがどれだけの効果があるかわからないが、そういうことも議会の活性化につながる行動として必要ではないか。

(大野議員) 予算の修正は、増額するにしても減額するにしても、市会として法律にのっとってできるわけだから、現状で特に問題はないと思う。

(あわはら議員) 議会として、首長に対抗して予算を修正できるのは、増額修正に限られている。減額については、考え方としては減額もできるが、その場合には再議という議論に入っていくを得ないので、地方自治法を改正しないとこれはできないと思う。要するに編成自体を変えるということではないが、やはり増額修正だけというのは、二代表制の立場からすると、対等な扱いを受けていない。議会として市民意見を反映した場合に、やはり減額修正も同じようにできるという方向に修正されるべきではないか。ただし、これは編成権そのものに手を入れるという意味ではなくて、その枠の中ではできるとすべきではないのかと、そうしないと二代表制としての力を発揮することにはならないのではないかと思う。

(林議員) 基本的に修正権が自治法上どういうふう位置づけていくのかというのは難しい面があり、そこはもう少し議論する必要があると思うが、条例の提案権であったり、政策立案・提案という中では、つくっていくべきだろうと思う。そういう点では、これはある種の条例案だが、議会は

条例の制定、議案の修正、決議等を通じて首長に対して積極的に政策立案及び政策提言を行うものとするというような、非常に緩やかな、しかし議会としての権能をはっきりと明記しておくというところが落としどころではないかと思う。

(北山議員) 予算修正権について、現行法で異論はない。

(安井座長) 予算修正権は、地方自治法第97条第2項で、増額については認められている。ただ、これも議会の意思としてまとまったときに認められていくわけである。減額については名古屋の例にあったように、議会の意思であっても、首長が上部団体等に訴えていくというような方法で対抗している。今は神戸市会と首長はそういう関係にはないが、そういう意味では、議会としての担保をとっておくというのは、将来の議会にとって必要であるという意見もある。議会基本条例を作成していく上においては、何らかの工夫、あるいはまた、最終的にその判断は市民に仰ぐべきではないかという意見もある。そういうことを踏まえながら、この問題は正・副で考え、また皆さんとの論議の中で方向性を見出していきたいと思うがそれでよいか。

(「はい」の声あり)

(安井座長) 議会予算教書について意見を伺いたい。

(崎元議員) 各会派で教書的なものを出すことは可能かもしれないが、神戸市会として教書という形で出すのは現状では無理ではないか。また、予算教書をつくるためには、各部局での作業など多くの時間と労力がかかってくるので、現段階では時期尚早ではないかと思う。

(守屋議員) 予算教書というと、アメリカを思い出すが、現在のシステムからいって、これは不必要ではないかと思う。特に予算全般にわたり議会として意見を集約することは、現実的ではないのではないか。しかし、議会の意思を示すということで、概念的に骨格だけ示すことについては、会派の中でもそれまでは否定しないという意見があったが、細部にわたってというか、全般的な内容を網羅し、なおかつ議会全体の意見を集約することは、現実的には無理ではないか考える。

(吉田謙治議員) 予算教書は、アメリカの大統領に予算の関連法案の提出権がないので、予算教書という形で議会に要望するためのものである。当たり前だが、大統領は1人なので、自分の考えや方針というのは、当然決められるわけだが、日本の地方議会の場合、予算教書を出して要望しようとする、こちらは複数であり、政治信条や政策も違う。むしろ首長と比較したときに議会というのは、多様性を持っているからこそ存在意義があると思う。少数意見とか違ったいろんな意見を、それぞれが代表している立場で首長にぶつけるというところに議会の存在意義があって、意見をまとめようとするとうとうしても少数意見は省かれてしまって、議会の最大公約数的なものを首長にぶつけることになる。全員が一致できるものについては、当然、要望していけばいいし、予算修正をすればいいと思うが、まとめるために少数意見を捨てるということであれば、わざわざ予算教書をつくる必要はないと思う。むしろ議会本来の存在意義を薄めてしまうのではないか。

(松本のり子議員) 会派によってそれぞれの立場があり、予算教書としてまとめるのは困難であると思う。各会派がこの時期に行っている予算要望が議会予算教書に準ずるのではないかと思う。この予算要望に一定の強制力を持たせて対応していけばいいのではないか。

(かわなみ議員) 先ほど公明党さんが言われたような理由とともに、もしするとすれば、膨大な作業量が必要で、執行部以外にもう1つの官僚組織が必要になると思うので、将来の課題と考える。

(大野議員) 議会として予算案を議論するというのは、市長が出してきたあてがいぶちのものを修正するとか、そういうたぐいの話ではなくて、全然違う発想だと思う。基本的に議会として、このまちをどうしていくべきかということは意思表示すべきだと思う。そこにまとめる努力は必要だ

ろうが、いろんな考え方の政党があり、いろんな考え方の議員がいるわけであるから、当然まとめる作業は多数決になる。それが2分の1でもいいし3分の2でもいい、それはそのときの重要性をかんがみてやるべきであって、大多数の議会の意見というのは、やはり市長としては尊重していかなければいけないということになると思う。各会派の予算要望で我々の意思は通じるのではないかとということだが、それは少しおかしな話である。予算要望をいろいろと書いて市長に要望するが、果たして神戸市全体の予算を考えて本当に予算要望をしているのだろうか。恥ずかしながら私は、予算要望の財源などを余り頭に入れずにいろんな要望をしている。それではいつまでたっても市長に対して説得力のあるコメントにはならないのではないかと思う。この会議が始まってから二元代表制ということで、かなり皆さん方から声が上がっている。そんな中で、予算の問題もあり、すごくボリュームのある作業であることも確かだが、あくまで最初のうちは、福祉施策3,200億円はせめて1割は上げようとか、公共投資の部分を1割下げようとか、こんな予算教書でもいいのかもしれない。そこからまずスタートして、まずスタートを切らないと、いつまでたっても同じことの繰り返しになって、本当に今、枝葉末節の部分の改革ということを言われており、根本的な改革はされていかないのではないかという気がする。

(あわはら議員) 大野議員の思いはよくわかるが、やはりそれは難しいのではないか。むしろ予算の編成過程がなかなか見えない。例えば局が要望したことに対して市長はどういう判断をしたのかとか、どういうものを判断基準に置いたのかとか、そういう予算の編成過程が議員や市民に見えるということがまず第1で、まだそこも確立していないところが一番の問題であって、むしろそこからやっていくべきではないかと思う。

(林議員) 予算教書というのはかなり斬新な考え方で、私は参考にしていくべき考え方だと思う。現実問題として、会派間の調整であったり、さまざまな時間が、あるいはエネルギーがかかるのだろうと思うが、例えば、各部局にわたっている子育て関連の予算であったり、あるいは神戸市が提起している環境未来都市関連予算とかに絞って、環境未来都市予算教書とか、そういった政策に絞った形での縦割りに横ぐしを入れていくような形の教書というものは考えていけるのではないかと思う。いずれにしても、今後検討しながら、議会全体として予算をどういうふうを考え、位置づけていくのかという意味では、1つの考え方だと思う。

(北山議員) 一言で言えば、現実的に現状では無理だと思う。なぜ無理かといえば、各会派で意見をすり合わせることは大変難しいと思うし、会派の中の議員の間でも完全に一致できるのかということがまず問題だと思う。そういうことを考えると大変無理はあるが、予算教書という発想は本当にいいと思う。

(安井座長) この件については、その策定にはかなりの労力が必要であり、現段階では時期尚早とする意見と、あるいはまた大野議員の言われたように積極的な意見もある。例えばまとまらないときは、多数決で決めていこうということも非常に大事な点だと思う。三重県議会も、教書に近いことをやっているが、会派数が非常に少ないということもある。教書という考え方については、今後研究すべき課題であるとは思いますが、大勢が時期尚早ということであるので、将来検討すべき課題とする方向でまとめたいと思うがよいか。

(「はい」の声あり)

(安井座長) それでは、意見が一致した点についてはその方向で取りまとめさせていただき、意見が分かれた点については引き続き検討を行っていくことにさせていただくが、先ほど申したように、今までの積み残しを正副座長で協議して皆さんに提示させていただきたい。